

令和6年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	水素・電気自動車等の次世代自動車普及促進事業		
予 算 額	2,400 千円 (全体事業費 10,681 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実
担 当 課	地球温暖化対策室(222－4555)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
本市では、運輸部門の脱炭素化に向けて、化石燃料を使用する自動車に依存しない生活や社会・経済活動に転換するため、電気自動車（EV）をはじめとする次世代自動車の普及を図っている。 自動車運送事業（トラック、バス及びタクシー）からのCO2排出量は、運輸部門の排出量の約24％を占め、更なるCO2削減に向けては、自動車運送事業におけるEV等導入による車両の脱炭素化が必要不可欠である。 一方、自動車運送事業で使用する車両へのEV等導入は、普及初期段階であり、事業者にとっては、運送車両や充電設備に係る費用面での負担が大きいことに加えて、充電時間を考慮した運行計画・配送計画を構築する必要があるといった課題がある。 本事業では、自動車運送事業におけるEV等導入時の運用事例を創出し、事業者に周知・啓発を図ることで、自動車運送事業における脱炭素化を促進する。			
[事業概要]			
1 自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業（充実）			
① 本市は、自動車運送事業者に対し、EV等の車両（新車）の導入費を支援する補助金を交付			
② 事業者は、運用事例（充電時間、稼働距離、電費、走行性能、運行に係るノウハウ等）を本市に報告			
③ 本市は、運用事例をモデルとして取りまとめ、他の事業者に周知・啓発			
○補助対象者：市内に事業所・営業所を有している、貨物自動車運送事業者、バス事業者及びタクシー事業者、並びに当該事業者とリース契約を締結するリース事業者			
○補助対象車両及び補助額：			
対象車両	補助率等		
EVトラック	標準的燃費水準車両との差額の1/9	上限 30 万円	
ハイブリッドトラック (市内中小企業者に限る)	標準的燃費水準車両との差額の1/8	上限 20 万円	
EVバス	標準的燃費水準車両との差額の1/9	上限 40 万円（中・大型） 上限 30 万円（小型）	
EVタクシー	定額 20 万円	－	

2 次世代自動車・エコドライブ普及啓発等（継続）

次世代自動車及びエコドライブの認知度や環境意識の向上を目指し、体験型水素学習、自動車教習所や環境学習施設での啓発、イベント等を活用し、蓄電や災害時の電源として利用可能なEV・プラグインハイブリッド（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の機能をPRすることにより普及啓発を行う。

3 マンション等へのEV充電設備普及に向けた啓発事業（継続）

EVの普及に不可欠な自宅での充電環境の整備を進めていくため、既設マンション管理組合等を対象とした、マンションへのEV用充電設備設置に関する無料個別相談会等を実施する。

[参 考（他都市の状況・事業効果など）]

令和6年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	生物多様性センター事業		
予 算 額	5,000 千円 (全体事業費 14,300 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実
担 当 課	環境企画部 環境管理課(222－3951)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
本市では、「自然共生社会」を実現するため、令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン(2021-2030)」に基づき、地球温暖化対策や循環型社会の構築と一体となり、大都市における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進している。 令和5年度には、府市協働により「きょうと生物多様性センター」を設置し、生物多様性に関する情報の集積や発信、多様な主体のネットワーク化、生物多様性保全の担い手育成など、市民、事業者等の多様な主体による生物多様性保全活動の支援体制の強化を進めてきた。 今後、同プランにおける2030年目標の着実な達成に向けては、更なる生物多様性保全の機運醸成と社会変革に向けた仕組みづくりが求められるため、多様な主体や幅広い年齢層の参画の下、保全活動への支援や普及啓発などに取り組む。			
[事業概要]			
1 多様な主体による保全活動への支援の拡充（充実）			
生きものの生息・生育地を保全・回復し、将来にわたり生物多様性の恵みを享受するため、地域、企業、大学、市民活動団体等に広く呼びかけ、「森、里、街、川」のエリアごとに保全活動の企画支援・コーディネートを拡充し、新たに活動の創出を促進するとともに、当該活動の参加者がエリア間のつながりの重要性を共有し、交流する場として、フォーラムを開催する。 また、金融機関等の投資判断において、投資先の事業活動における生物多様性への配慮が考慮されつつあることを踏まえ、「自然関連財務情報開示」※に関するセミナーを開催するなど、企業等における生物多様性に配慮した経済活動を促進する。 ※ 金融機関や投資家の適切な投資判断のために、企業等における自然環境や生物多様性に関するリスク・機会の開示を促すこと。			
2 効果的な普及啓発の実施（充実）			
京都ならではの観点から生物多様性を発信するとともに、「きょうと☆いきものフェス」の拡充を行うなど、これまで蓄積したネットワークを活かして、幅広い地域・年齢層を巻き込んだアウトリーチ型の普及啓発を実施する。			
3 きょうと生物多様性センターの運営（継続）			
多様な主体との協働により生物多様性保全を推進するため、生物多様性情報の集約・発信、担い手の育成、ネットワーク形成等を行う。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			